

■第16回東京都震災復興検討会議 議事録

平成22年4月26日(月)13:30～15:30

東京都庁第一庁舎42階特別会議室B

○溝口副参事：それでは、お時間になりましたので、東京都震災復興検討会議を開催したいと思います。私、事務局を務めております、総務局総合防災部の溝口でございます。最初、進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、座って進行させていただきたいと思います。

最初に、本日の検討会議の委員につきましてご紹介をしたいと思います。

まず、座長の中林先生。

○中林座長：中林です。よろしくお願いいたします。

○溝口副参事：続きまして、副座長の佐藤滋先生。

○佐藤副座長：佐藤です。

○溝口副参事：池上委員。

○池上委員：よろしくお願いいたします。

○溝口副参事：石川委員。

○石川委員：よろしくお願いいたします。

○溝口副参事：国崎委員。

○国崎委員：よろしくお願いいたします。

○溝口副参事：杉山委員。

○杉山委員：杉山でございます。

○溝口副参事：湊上委員。

○湊上委員：よろしくお願いいたします。

○溝口副参事：室崎委員でございます。

○室崎委員：よろしくお願いいたします。

○溝口副参事：森反委員でございます。

○森反委員：よろしくお願いいたします。

○溝口副参事：本日、大杉委員、田近委員、山崎委員につきましては、欠席ということになってございます。以上、9名の委員さんでご審議お願いしたいと思いますので、よろし

くお願いいたします。

続きまして、東京都側の幹事をご紹介したいと思います。まず、幹事長の島田危機管理監でございます。

○島田危機管理監：島田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○溝口副参事：副幹事長の細渕部長でございます。

○細渕企画調整担当部長：細渕でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○溝口副参事：続きまして、幹事をご紹介いたします。都市整備局の瀬良幹事でございます。

○瀬良住宅政策担当部長：都市整備局、瀬良と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○溝口副参事：産業労働局の櫻井幹事でございます。

○櫻井産業企画担当部長：櫻井でございます。よろしくお願いいたします。

○溝口副参事：総務局の吉井幹事でございます。

○吉井情報システム課長：情報システム課の吉井です。よろしくお願いいたします。

○溝口副参事：生活文化スポーツ局の馬神幹事でございます。

○馬神副参事：馬神です。よろしくお願いいたします。

○溝口副参事：それから、都市整備局の藤田幹事でございます。

○藤田企画課長の代理：藤田、きょう、議会对応で欠席しております。失礼します。

○溝口副参事：続きまして、都市整備局の八嶋幹事でございます。

○八嶋調整担当課長：八嶋でございます。よろしくお願いいたします。

○溝口副参事：産業労働局の奥山幹事でございます。

○奥山副参事：奥山でございます。よろしくお願いいたします。

○溝口副参事：建設局の砂田幹事でございます。

○有江企画係長：砂田、所用により欠席させていただいております。代理の有江と申します。よろしくお願いいたします。

○溝口副参事：それから、墨田区総務部の沖田幹事でございます。

○沖田危機管理担当部長：沖田でございます。よろしくお願いいたします。

○溝口副参事：西東京市の河村幹事でございます。

○河村危機管理室長：河村と申します。よろしくお願いいたします。

○溝口副参事：以上、幹事のご紹介を終わらせていただきます。

それでは、最初に、配布資料の確認をさせていただきたいと思います。まず、資料 1、資料 2 でございますけども、「あり方検討会」の報告書（案）と概要。これは A4 の縦の冊子と A4 横の概要版でございます。

資料 2 の 1 から 2 の 3 までは、A4 のものでございます。ぺら紙でございます。次の 2 の 4 が「地域住民向け復興模擬訓練の実施状況について」ということで、A3 の折り込みになってございます。

それから 2 の 5「区市町村における震災復興対策の取組み状況について」から、2 の 7 までは A4 のものでございます。

それから 2 の 8「復興まちづくりの支援に関する協定」、これは A3 の折り込みになってございます。

資料 2 では最後になりますが、2 の 9 の「平成 22 年度国への提案要求」、これは A4 のホチキス止めのものでございます。

続きまして、資料 3 の 1、3 の 2、3 の 3 でございますが、3 の 1 が『家屋・住家被害状況調査から災証明発行までの効率的な実施』に向けた中間のまとめ、これは A3 が 2 枚と、それから冊子が 1 つでセットでございます。

それから 3 の 2、京都大学冊子資料ということで、カラー刷りのものでございますが、パンフレットが入ってございます。

それから、3 の 3「平成 23 年度国への提案要求 新規事項（案）」、これが A4 で 1 枚のものでございます。

資料 4 でございますが、「平成 22 年度震災復興対策の取組み予定について」、A4 のものでございます。

それと、4 の 2 は「報告書に対する各部会における検討課題について」ということで、A4 のホチキス止めのものでございます。

もし、不足のものがございましたら、係の者がお届けしますので、合図をしていただければと思います。

それから、机上に、最初から置いてございますが、「東京都震災復興マニュアル」の施策編とプロセス編、「区市町村震災復興標準マニュアル」の 3 点を乗せてございます。

別添資料の 1、2、3、4 でございますが、検討会議の名簿、要綱、幹事会の名簿、幹事会の要綱、これを参考として付けてございます。

以上、資料の確認をさせていただきますが、よろしいでございましょうか。

それでは、座長、進行をよろしく願いいたします。

○中林座長：それでは、お忙しいところありがとうございます。早速、本年度第一回になるのかと思いますが、通算で第 16 回です。

○溝口副参事：座長、すみません。

○中林座長：はい、ごあいさつ。どうぞ、お願いします。

○島田危機管理監：あらためまして、東京都危機管理監の島田でございます。先生方には、本当にいつもいろんな所でお会いしていただきまして、かつ、さまざまにご指導いただきまして、心から感謝申し上げる次第でございます。特にきょうはこんないい天気で、久しぶりにやっと春の陽気だというのに、このような場所に閉じ込めて、誠に申し訳ございませんが、ぜひ、お知恵を借りたいというふうに思っております。

この庁舎、ここはちょうど北側になりますが、南側の向こうの所が一番てっぺんがヘリポートになっております。知事もヘリが好きなので、よくそこからヘリに乗られて、いろんな所に行かれますが、私どもにはそこ上るたびに、こうやってぐるぐる（見）回して、本当に年を取ってきて、何をしてたのかという気がしてるせいでもございましょうが、だんだん気が鬱（うつ）的になってまいりまして、これで本当に東京に大震災が発災して、関東大震災の時のように 15 メートルも風が吹いてきたら、中央線の沿線はきっと猛烈に燃えてるだろうし、私ども、中野区の野方におりまして、うちも完璧に燃えるんだろう。逃げるときはどこに行こうと家族と話をしておりますけれども、それと同時に、環状七号線に沿って、これもまた大変な火災が起きている。こういうふうな状況になるのではないかということを、常に心配しているところでございます。

もう、先生方からも教えていただいておりますように、震災そのものは、この日本に住んでいる限り、どこにいても、いつ発生してもおかしくないという覚悟で臨むわけではございますけれども、ぜひ自助共助、それからわたしどもの責任でございます、公助のほうにつきましては、できることは、もう東京都はほんとに早くやっておかないと一人でも貴重な、それは日本におられる外国の方も含めてですが、命も暮らしも守れない。そのためには、わたしどもはできることは何でもやっていくという覚悟と気概が必要だというふうに思っているところでございます。

去年 3 月には、東京都のみならず区市町村も、当然一緒にやっていかなければいけないということで、「区市町村震災復興標準マニュアル」を策定しまして、区市町村の「マニュアル」策定を、わたしどもはできる範囲で支援するつもりで作ってみました。それから、

「特別部会」を設置しまして、これもご指導いただいたんですが、東京都中野区では、り災証明を出すのに 1 年以上かかる。あるいは、もう能力的に何百といますか、23 区を考えましても、大変な数のり災証明を出すことが現実的にできるのだろうか、ということからのお話もございまして、被災者支援につきましてどこまで、かつ、これはスピーディにやりませんか、何もしてないのと同じでございまして、それができるのかどうかというほうを検討しているところでございます。この「特別部会」を設けておりますが、検討結果につきましては、事務局から説明をしたいというふうに思っております。

また、国の動き。これも、わたしみたいな小役人が、田舎の役人が言うのは何でございまして、大変にこのごろフットワークよく、先生方、うるさい先生、中林先生、それから多くの先生方のご指導。もう、おしりをたたいていらっしゃるのかという気もいたしますけれども、大変にフットワークよくなりまして、「首都直下地震対策大綱」を出し、さらに「首都直下地震の復興対策のあり方に関する検討会」で、報告を出したわけでございます。報告の中では、生活の復興、都市の復興、4 分野に分けておりますが、これらの時系列的な課題が洗い出されたところでございます。後ほど、中林先生、室崎先生、貴重な知見も交えながら、お話をいただければ大変ありがたいと思っております。

申し上げましたように、私は、4 年ほど前の妙正寺川、これ、内水氾濫でございまして、うちも水没とは言いませんが、かなり被害を受けた所でございまして、田舎に帰れば桜島はぼっかぼっかと、これまた噴煙を上げてる。大変自然災害には恵まれている男でございまして、それでもこういう覚悟で、都民のためあるいは首都圏の皆さんのために、あるいは首都がつぶれますと、本当に日本は立ち行かなくなってくると、このごろ如実に思っておりますので、日本全土のためにも、皆さんのご指導を得て、ほんとにいい仕組みの、あるいはやっていかなければいけないことに臨んで、この首都直下地震の備えをなるべく早く整えていきたいというふうに思っております。

本日は限られた時間でございますが、ぜひご指導を賜りますように。そして、忌憚（きたん）のない率直な、何やってるか分かんないんじゃないか東京都は、というふうなつもりでお話をいただければ、大変にありがたいと思っております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○中林座長：よろしいでしょうか。それでは、通算で第 16 回目になりますけれども、新年度初めての震災復興検討会議を開催したいと思います。お手元に「次第」があるかと思っておりますけれども、本日、議題が 4 件ございます。限られた時間ですので、早速進めさせて

いただきたいというふうに思います。

それでは、報告を最初にいただいた後、皆さまからご意見等賜りたいというふうに思いますので、事務局から報告事項の説明を最初にお願ひしたいとしたいと思います。

○溝口副参事：資料が多岐にわたりますので、若干お時間をいただきまして、説明させていただきたいとしたいと思います。それでは資料の順番で説明させていただきます。

まず、資料1の1と、1の2をご覧くださいとしたいと思います。1の1が「首都直下地震の復興対策のあり方に関する検討会」の報告書の案でございます。金曜日にプレス発表で、「案」が取れたものが出たということで報道がありましたけれども、恐らく中身的にはそう大きく変わってないだろうというふうに思っております。本日は、この「案」のものでご説明をさせていただきたいとしたいと思います。

それでは、資料1の2の概要版、A4の横のものがございますので、これに沿ってご説明したいとしたいと思います。

まず、めくっていただきまして、「検討の経緯」でございますけれども、阪神淡路大震災で、大規模地震に対して大都市の脆弱（ぜいじゃく）性が明らかになりましたことから、首都直下地震の被害想定を策定した上で、平成17年9月に、「首都直下地震対策大綱」を国の中央防災会議が策定いたしております。その中で、「想定されるさまざまな課題に対して、関連主体の緊密な連携のもと総合的な検討が行わなければならない」などとされまして、平成19年2月からことしの3月まで、「首都直下地震の復興のあり方に関する検討会」が内閣府に設置されまして、今般その報告書が出たというものでございます。詳しい検討経緯等については、本冊子の4ページ以降をご覧くださいと思います。

続きまして、1ページ飛ばしまして、概要版の3ページをご覧くださいとしたいと思います。この報告書は、首都直下地震の復興対策を検討する上で、各分野に共通する重点的な検討事項を、「事前の備えの重要性」「将来M8級震災の発生を念頭に置いた復興」「将来の長期的な経済社会情勢の変化を見据えた復興」「行政頼みではない『新しい公共』による地域住民等が主役の復興」「首都地域のコミュニティの特徴に応じた復興」「膨大なニーズに対処するための限られた資源の有効活用」、それから「首都地域全体の広域的連携」、こういった7項目の視点に整理をしております。

次に、4ページをご覧くださいと思いますが、各分野別の検討テーマはこの表のとおりでございます。まず、復興対策を進める体制と手順を検討した上で、分野別には、「生活」「産業」「都市」、それから「経済・財政」のテーマ別の検討がなされております。これ

ら分野別の課題については、後ほど詳しく説明いたします。

概要の5ページをご覧くださいと思います。「国・地方公共団体等の復興体制・復興手順等に関する課題」であります。「国および地方公共団体の復興体制」では、下の大きな四角で囲まれたところが地方公共団体ということになりますが、八都県市、現在は九都県市になってございますけれども、周辺の自治体の相互連携による体制が課題とされまして、右側の「復興方針・復興計画の策定プロセス」においては、右下のほうになりますが、専門家・NPO・中間支援組織の活用、そして被災者ニーズの活用などが課題とされました。

次に6ページをご覧くださいと思います。ここからは各分野別の課題となります。まず、6ページの「生活復興」ですが、ここでは住宅再建を中心とする「住宅の再建」のほか、「高齢者等の要援護者の支援」等が課題とされています。

7ページに飛ばさせていただきます。こちらが「産業復興」ということになりますが、「首都地域全体の産業の復旧・復興」として、「国内・国際経済への悪影響防止のため、経済機能の迅速な復旧・復興と、風評被害防止のための情報発信」などをはじめ、「首都地域の産業の非代替性」「被災中小企業、被災商店街等の復興」が課題とされております。

続きまして、8ページ目の「都市復興」でございますが、「首都機能の早期回復」のための「他の施策に優先した首都機能の回復」、「震災を契機とする都市構造変革と創造的復興」では「長期的視野からの検討」として「人口減少・少子高齢化社会を見据えたスマートシュリンク」などが課題とされています。また、都の「復興マニュアル」にもあります「時限的土地利用」、「市街地復興の円滑な進捗のために必要な措置」として「合意形成・権利調整の特例、公的関与」など、「建物の解体・撤去と震災廃棄物処理」として広域の連携等が課題とされてございます。

続きまして、9ページでは、「経済・財政状況に関する課題」というところになりますけれども、一番下になりますところになりますけれども、財政需要を平準化と経済的影響の緩和の観点から、短期間に集中させないように、「災害復興・復旧需要の時間的分散」等が課題ということとされております。

概要では最後になります、10ページにイメージだけ載ってございますけれども、復興施策の分野別検討テーマを項目ごとに、時系列で整理した「課題整理表」というものが、同時に公表されております。あまりにも細かくなりますので、こちらについては本日は配布してございませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、雑駁（ざっぱく）でしたけれども、「あり方検討会」の報告書の概要をご説明いた

しました。なお、この検討会議の座長でもある中林先生と、委員の室崎先生、及び、本日欠席ですけれども、委員の田近先生がこの検討会の委員でもありますので、ぜひ補足をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○中林座長：ありがとうございます。国のほうの座長は、澤井先生なので、わたしは座長をしておりませんでしたけど、今、ご紹介ありましたように、私と室崎と、それから田近委員がメンバーということで、かかわっていました。国のほうで、特に内閣府が復興対策ということ、首都直下地震に絞ってなんですけれども、本格的に検討した、初めてだったかなと思います。

東京都が「マニュアル」等、もう 10 年来展開してきてますから、国に対してどういうものを言ったらいいか分かりませんが、やっと国が並んできたかなということで、これをきっかけに、ほんとに国と都、あるいは九都県市が連携して、復興の事前準備を含めた取り組みをしていく、その足掛かりがやっときちんとできてきたんじゃないかなというのが、わたしの、まず最初の感想でした。

議論すればするほど、首都の地震の後の復興というのはさまざまな課題があるんだということで、まとめたというものの、恐らくここからたくさん雨後のたけのこじゃありませんが、によきによきいろんな課題が出てくるんじゃないかなと実は思っています。そういう意味では、きちっと表現できなかった部分もあるかもしれませんが、一応、先ほど申しましたように、国のほうの立場がはっきりしてきたということで、都としての震災復興への検討も、ある意味ではやりやすくなってきたんじゃないかなと。

これまで、きょうも後でありますけれども、都から国に対していろいろと政策提案なり、要求なり、お願いなりしてきたわけですが、ほとんどのれんに腕押し状態だったんじゃないかと思うんですけれども、そこにちょっと障子よりふすまぐらいになったのかなっていう気はしています。そういう意味では、非常にいい機会だったんじゃないかと思います。

いろんな論点がありますので、補足といっても一言ではできないんですが、一つ明確に出した点が、どうしても復興というのは急がなきゃいけないというか、あるいはまさに目の前におられる被災者の方をいかに災害からのリカバリーを果たすかという、短期的な課題と同時に、特に首都の場合には地震が相当短期間に繰り返しながら、やがて 21 世紀半ば過ぎぐらいには M8 クラスの巨大地震が来るぞと、そういう前提がある南関東ですので、目の前の復興課題と同時に、長期的な課題を考えておく必要があるんだということ、国のほうもきちっと 7 つの視点の中に位置づけてくれていたということで、特にこれは住宅

とか都市復興というような観点では、長期的なスタンスをどういうふうにした復興を果たしていくのかという意味では、オリエンテーションをきちっとしていただいたのかなというふうに思います。

全体としては、3年、5年、10年、30年、100年ぐらいのタイムスパンで、いろんなことを見ていくような視野を整理しておくといいたいでしょうか、持つておくことの必要性ということが、まず、大きな位置づけとして示されたのかなというふうに思っています。

それから、私は都市復興というところの分科会の取りまとめということを見せていただいたわけですが、都市復興については「時限的土地利用」とか「時限的市街地」というのは、まさに東京都がこの「マニュアル」で、これまで掲げてきたひとつのやり方を、国のほうもようやく「時限的土地利用」ということで、検討の位置づけをしていただいたと。さまざまな制度的な部分が、今後残っておりますので、どのような制度的な担保で、この「時限的土地利用」という仮設的な復興から本格復興へシフトしていく仕組み、これをいよいよ本格的に制度も含めた検討をしていく足掛かりができてきたのではないかなと思っております。必要な方に被災地にとどまってもらって、より安全で、かつサステイナブルな、長期的に活力を維持できるような復興を果たす、その基盤としての都市復興というスタートラインがようやくできたのではないかなというのが、私の個人的な感想でした。

補足ということでもなくて、わたしの感想なんですけど、せっかくの機会ですので、室崎先生も一言、二言、よろしいでしょうか。

○室崎委員：室崎でございます。もう中林先生の説明で尽きると思うんですけど、いろんな課題がこの中に凝縮されているんですけど、わたし自身がすごく気になっている部分だけちょっとご紹介します。

それは一つで、もう一番最後というか、この概要版の9ページ、財源の問題なんです。膨大な数の住宅が、もし倒壊したとしたらその再建支援に関する費用は一体どこから捻出するのかというところの問題で、議論の中で少し顔出しをしてるんですけど、場合によっては、ひょっとしたら復興税みたいな税金も要るんじゃないかっていうところまで、そこを非常に真剣に考えとかなないと、何かない物ねだりの計画になっているところがあるので、やはり財源をどういうふうに確保するのかというのもしつかり。一応、ここでは顔出ししてたんですけども。それに関連して言うと、単に頭の中での考え方は、被害を少なくするのが一番安上がりということなので、予防に力入れるってということにはなるんですけども、これだけの被害を受けたときの財源なり、どういうふうにするのかというのが、やはり少

し気になってることが一つであります。

それから二つ目は、首都ということなので、首都機能というのをいろんな意味で多様な、非常に重要な機能がある。そういうことでいうと、その前の「産業復興」のところの、やはり首都の中に「首都地域の産業の非代替性」というか、もしも東京がやられてしまうと、日本中どこでも代替ができないような産業だとか機能が相当あるんです。

そういう産業の重要な機能を守ることと、他方でいうと都民の生活を守ることが必ずしも矛盾しないわけではない、優先順位の問題とかいろいろあるので。まさに首都の固有の問題は何かということをしっかり考えて、とりあえずは首都の中の重要な機能、首都の非代替的な機能というのはどういうものがある、どういう産業があるかということを引きちと洗い出しをして、それをどういうふうにするのかということの、やはり少しターゲットを絞ったことがたぶん要るだろうということも、すごく大切な問題ではないだろうかと思っています。

3 点目は、わたし自身の専門に近いところで、何十万户という住宅がなくなって、もうすでにこの場でも議論してきてるところですけど、住宅再建、ほんとにどういうふうにするのか。仮説住宅のスペースなり戸数は間に合うのかとかということになると、ここでは 6 ページで言葉を濁してるんですが、「多様な手段による」と。空いてるマンションを借りるとか、これは頭の中で計算しているだけで、ほんとにそんなふうに、僕はいかないと思うんですけど。一応、ここでは従来の仮設住宅、公営住宅というような非常に単線的な発想ではなくて、少し発想の転換も要るだろうということが出ているので、その辺りちょっと。十分答えも出ていないんだというふうに思いますし、あるいはその辺の、今、わたしが申し上げたことは、この復興検討委員会の中である程度答えが出てる部分もございませうけれども、たくさんある中で、私は特にその辺りに掛かっているということでございませう。以上でございませう。

○中林座長：ありがとうございます。あまり時間ないんですが、せっかくの機会ですので、もし何かご質問なり、あるいは何かございましたら、承ろうと思いますが、何かございませうでしょうか。

○池上委員：すみません。

○中林座長：はい、どうぞ。

○池上委員：この報告書の概要のほうのページ 8 の、「震災を契機とする都市構造変革と創造的復興」というのが左にありますね。そこの説明の中に「スマートシュリンク等」とあ

るんですが、これをどういうふうに解釈したらいいですか。

○中林座長：これから人口が減っていく時代になるということで、どれぐらいの長期的な見通しを持つかなんですけれども、30年後というような時代を見通してみると、現在の国全体の人口でいうと1億2700万ぐらいですか。南関東一都三県で3300万ちょっとぐらいなんですけれども、国の人口はおそらく1億近くへ減っていくだろうと。その中で、首都の人口はまだ減らないかもしれませんけれども、恐らく伸びていくということはないと。もう少し長期にみると、都市自体も人口が少し減っていくような時代に入っていくのではないかと、このことをスマートシュリンキングと。都市の縮退とか、減縮とかいろんな言い方をしていますけれども、都市を少しサイズとしては小さくしながら、都市の環境あるいはアクティビティー、活力なんかは上げていこうと、そういう新しい都市の改造といいたいでしょうか、再整備、そんなことをスマートシュリンキングと。衰退ではない縮小というような視点を持って、この21世紀から22世紀に向けての復興というのを考えなければいけないのではないかと、そんな議論をしていました。

○池上委員：分かりました。

○中林座長：他にはよろしいでしょうか。それでは、また後で時間が取れたら、全体通して議論をさせていただきたいと思いますが、金曜日に、国のホームページにもアップされました。たぶん、ほとんど同じものだと思うのですが、一応これは報告書案でしたので、細かく見ると、少し文言が変わってるかもしれません。ちょっと、わたしも連絡受けてないので分かりませんが、ですから一応、国のほうのホームページ見ていただくと、「案」ではない報告書が出ていると思いますので、最終的にはそちらで確認していただくといいのではないかと考えております。

あと、いろいろ問題がやっと出てきたというような言い方をしたのですが、先ほど室崎委員からお話がありましたような、産業部門をどうするかというのは、これは東京都の復興対策の中でも非常に大きな課題です。この後出てくる、り災証明等に関連してもさまざまに公的に産業を復興の支援をしようというときに、そういうり災証明とか、あるいは被災者である、被災企業である証明なんてのをどういうふうに出すのかということからはじまって、さまざまな課題は恐らくまだまだたくさん出てきそうな気がしております。東京都に設置されております各部会におかれても、改めてこの国の報告書にお目通しいただいて、それぞれの部会に関連しそうな課題というものを読み取っていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議事の1は以上にさせていただきます、議事の2、「平成21年度震災復興対策の取組み結果について」、こちらをよろしく願います。

○溝口副参事：議事の(2)から(4)まで一括して説明させていただいてよろしいでしょうか。

○中林座長：はい。

○溝口副参事：それでは、申し訳ございません、資料2の1、「平成21年度震災復興対策の取組み結果について」、こちらについて、まずご報告をさせていただきたいと思います。それでは、「1 震災復興検討委員会幹事会等の開催状況」でございますけれども、検討会議を昨年6月9日に開催いたしました。また、同日、幹事会も開催しております。なお、幹事会はこの後、ご説明いたしますけれども、3月30日に、「『家屋・住家被害状況調査等の効率化』に向けた中間のまとめ」、これを検討するために、第2回を開催しております。また、部会長連絡会を1回開催しております。「家屋・住家被害状況調査、り災証明発行等の効率的な実施に係る特別部会」、この後、「特別部会」と言わせていただきますけれども、表では単に「特別部会」と表しております。これを4回開催して、「区市町村震災復興標準マニュアル」の策定時に課題となっていた、家屋・住家被害状況調査や、り災証明発行の効率的な実施等について中間のまとめを取りまとめてございます。

次に、2でございますが、その中間のまとめで、後ほどこれは詳細に説明させていただきますと思います。

それから、3の①、区市町村への支援については、まず、資料2の2をご覧くださいと思いますが、「区市町村震災復興標準マニュアル」説明会を5月27日に、区市町村職員を65名ほど集めて開催いたしました。それから、3の②でございますけれども、こちらは「都市復興模擬訓練」、これについては、後ほど、都市整備局より報告をさせていただきますと思います。

資料2の1に戻りまして、3の「③ 地域住民向けの復興模擬訓練の支援」については、資料2の4をご覧くださいと思います。21年度につきましては、新宿区、足立区、八王子市が引き続き実施したほか、豊島区が新たに実施していただきました。また、世田谷区が職員向けの訓練を実施するという報告が入っております。

続きまして、資料2の1の3の「④ 区市町村における震災復興対策の取組み実施状況」については、資料2の5をご覧くださいと思います。品川区と葛飾区が新たに復興マニュアルを整備して、区部では17区において整備を完了することになります。今後とも

策定が進みますよう、努力していきたいと思えます。

「4 震災復興シンポジウム」は、後ほど都市整備局にご報告いたします。

「5 災害復興まちづくり支援機構等専門家との連携」、これにつきましては、資料2の7をご覧くださいと思います。「第3回 専門家と共に考える 災害の備え 地域復興編 ～今こそ首都直下地震に真剣に向き合うとき！～」と題したシンポジウムを、7月16日に、約500名の参加を得まして、実施いたしました。基調講演とパネルディスカッションのコーディネーターを中林先生にお願いしたところであります。事例報告では、阪神・淡路まちづくり支援機構事務局長の津久井弁護士と、長岡技術科学大学の上村先生にお願いし、阪神・淡路大震災と中越地震の事例報告をお願いしております。

支援機構の連携について、続いて資料2の8をご覧ください。こちらは、「災害復興まちづくり支援機構」の構成団体が、当初の協定を締結して以降、最初14団体でございましたけども、19団体に増加していると。このことから、新たに5団体と同様な協定を結ぶ必要が生じました。昨年度は、このうち「(社)東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会」など4団体と、3月26日に協定を締結したものであります。残る「(社)全日本土地区画整理士会」につきましては、5月下旬に協定を締結する予定になっています。詳細につきましては、手元の資料により、ご確認いただければと思います。

それでは、資料2関係につきまして、都市整備局の三田課長さんに、説明をお願いしたいと思います。

○藤田企画課長の代理：それでは、資料の2の3、「平成21年度都市復興模擬訓練」についてご報告いたします。実施日程としましては、平成21年7月23日から10月8日まで、3回実施しております。訓練の目的は「区市町村職員を対象に都市復興の一層の意識向上と復興手順の習得を図る」ということで、首都大学東京ほかの専門家の協力を得まして、実施しております。21年度につきましては、品川区二葉、豊町、戸越という、ここの地区で実施しております。参加人員は32区市で、延べ204名でございました。

次に、資料2の6になりますが、「平成21年度震災復興シンポジウムの開催」についてご報告いたします。平成22年1月15日に実施をいたしました。参加者は314名です。一般都民の方は69名参加されております。それから、区市の職員が93名、都職員が152名参加しております。

まず、「開催内容」としましては、「事例報告」ということで、21年度復興模擬訓練について、ご報告をいたしました。

2点目に「基調講演」ということで、神戸市長田区野田北部地区まちづくり協議会事務局長の河合氏に基調講演をお願いしております。

次に、「パネルディスカッション」としまして、コーディネーターに中林先生をお願いしまして、4名の方のパネリストによるディスカッションを行いました。

震災復興模擬訓練およびシンポジウムの開催についてのご報告はこれで終わります。

○溝口副参事：ありがとうございました。

資料2の9の「平成22年度国への提案要求（抜粋）」につきましては、例年のとおり8項目、都市整備局と総務局の連名で国土交通省、内閣府等に震災復興対策推進の一環ということで要望をしております。

続きまして、資料3の1、そちらをご覧くださいと思います。「『家屋・住家被害状況調査、り災証明発行までの効率的な実施』に向けた中間のまとめ（案）」、これは先ほどの「特別部会」が取りまとめたものでございますが、こちらについて、お時間いただきたいと思います。

まず、中間のまとめを出した経緯について、簡単にご説明したいと思います。先ほど説明いたしました、昨年の6月9日に開催いたしました震災復興検討会議におきまして、昨年3月に公表した「区市町村震災復興標準マニュアル」、机上にあります、グリーンのものでございますけれども、これを作成する検討経過の中で明らかになった、「家屋・住家被害状況調査」、これは地震が発生したときに、家屋の全壊とか半壊とか、そういう被害を判定する調査でございますけれども、この調査方法の標準化など大きく4項目について、関連部局と区市からなる「特別部会」を設置して、区市町村への指針を検討するよう、提案がなされました。これを受けまして、同日開催した、震災復興検討委員会の幹事会におきまして、「特別部会」の設置が承認されまして、2年間の期限で検討するよう、指示が出されたところであります。

資料3の1の2枚目をちょっとご覧いただきたいと思います。一番左側に、「Ⅰ 特別部会の検討課題」というのがございます。こちらが4つの課題であります。「特別部会」としましては、当初、一番下の「り災台帳の作成に係る項目の整理」以外の3項目、上の三つにつきまして21年度に、4番目の「り災台帳」を22年度に検討して、それぞれ指針を出すという予定にしておりました。「Ⅲ 調査内容」というところをちょっとご覧いただきたいんですが、「特別部会」として、新潟県の中越地震や中越沖地震の現地調査、それからアンケート、あるいは市区町村によるヒアリングを行いまして、実態を調べました。

また、京都大学の林教授を中心に研究が進んでおります「被災者台帳システム」が実用的であることなど、調査・研究を進めてまいりますと、単に「家屋・住家被害状況調査の効率的な実施」というような個別的な課題ではなくて、調査から災証明発行、さらにはその先にあります、被災者支援をどうやって管理するのかというところまでの一連の業務について一体として検討して指針を出す必要があるということが分かってまいりました。そこで、「特別部会」としては、21 年度はこれまでの検討結果を踏まえた中間報告、中間のまとめを取りまとめ、指針は 22 年度に被災者支援管理まで視野に入れて公表するということにした次第であります。

次に、中間のまとめの概要についてご説明いたします。それでは、まとめの本冊のほうの目次をご覧いただきたいと思っております。この本の構成ですけれども、「Ⅰ 現在の各制度の概要」、これは東京都の「マニュアル」とか区市町村「標準マニュアル」などに分散して記載されてる関連項目を一つにまとめたものでございます。「Ⅱ 特別部会での検討」でございしますが、検討の経過等について記述してございます。「Ⅲ 今年度の取組み」につきましては、特別部会で実施した調査等の取組みについて記述いたしております。Ⅳ、この部分が「今後の方向性」でありまして、こちらが中間のまとめの主要部分ということになります。

「今後の方向性」につきましては、3 の 1 の A3 のほう、資料の 1 枚目を使って、ご説明させていただきたいと思っております。「現状における課題」は、先ほどご説明いたしました、区市町村の「標準マニュアル」の作成過程で明らかになった 4 課題でありまして、1 番目の課題は「調査方法の効率化及び都内全域での標準化」であります。これは、膨大な量に上る首都直下地震の建物の被害調査にあたりまして、いかに迅速・公平に実施できるかということでもあります。被害調査を迅速に行う必要性というものにつきましては、この調査結果、全壊とか半壊とかがり災証明の根拠となりまして、その後の各種支援、「被災者生活再建支援法」による援助、これは全壊世帯では最大 300 万円が支援金として支払われるわけでもありますけれども、こういったもの。また、応急仮設住宅への入居、税の減免、学費や住宅ローンの減免、こういったもの等に、各種の支援を受ける際の証明資料として必須のものであります。よって、被害調査は「マニュアル」でも 1 カ月で行い、速やかに災証明の発行を行うよう定めてございます。そのため、調査の迅速性と公平性が非常に強く求められるというものであります。

2 番目の課題は「他の被害状況把握のための調査との連携」というものであります。応

急危険度判定や都市復興関連の諸調査、福祉保健局で実施する被災者の生活実態調査、産業労働局で実施する事業所被害調査など各調査の実施方法や実施時期、体制にかかわる課題であります。

3番目の課題は「調査要員のマンパワー不足」であります。被害調査を実施するにあたって、先ほど危機管理監からのごあいさつにもありましたけれども、マンパワーは十分なのかどうか。特に特別区においては、固定資産税を都が徴収しているという関係もありまして、一般の市では固定資産税を担当する税務職員というものがおりませんので、その分、マンパワー不足になっていることが予想されました。また、震災時にしか実施されない調査ということもありまして、計画の上で担当する職員の皆さま方の職務意識、これも低いんじゃないかということも想定されておりました。

4番目の課題は「り災台帳の作成と発行システムの構築」であります。り災証明は先ほどご説明したとおり、被災者にとっては各種支援を受けるための手形となるものですが、区市町村として、被災者がどのような被害を受け、どのような支援を受けたのか、これまでどのような相談をしてきたのか、また、どんな再建の希望を持っているのか、こういうことについてデータベース化した上で各支援担当で情報共有しないと、迅速的確な被災者支援ができないと考えております。また、被害は地震の揺れによる倒壊だけではなく、火災によるものも多く想定されておまして、こちらもり災証明を発行することになります。消防との連携・情報共有、こういったものも必要になると考えております。

これらの四つの課題を前提といたしまして、「特別部会」で検討した到達点が、真ん中の「今年度到達点」というところであります。一番上に二重線で囲ってありますが、「人・建物の情報と調査結果を結びつけ、り災証明発行、生活再建支援まで一貫して管理するシステムの有効性が判明」と、ちょっと長いタイトルのものを書いてありますけれども、これは資料3の1でも少し触れました、文部科学省の「首都直下地震防災・減災プロジェクト」で研究プロジェクトになっている、京都大学の林教授の「被災者台帳システム」の有効性を確認したということでもあります。ただし、現在のシステムは柏崎市で、中越沖地震で実際に使用したものであります。首都直下地震も対応できるよう、調査表のデジタル化、都市復興機能の追加など首都直下でも十分活用できるというような、さらなる改良を行う必要があると考えておまして、今後の方向性としては、システムの改良・普及についても積極的にかかわっていきたい、というものであります。

次に四つの課題に対する「到達点」と「今後の方向性」ですが、まず、1の「調査方法

の効率化」でございますが、システムを活用した調査結果のデジタル化や調査票の改良が必要であり、そのため「今後の方向性」については、デジタル化の方法、中高層の建物への対応、研修など調査方法の標準化の取組みといたしました。

2 の他の調査との連携につきましては、応急危険度判定や被害状況代替調査、被災者や事業者の実態調査など、火災の被害状況調査等、同時に行われる調査があり、被災者に負担がかかること、また、類似の調査もあること、それぞれの調査の結果の共有化や実施時期調整等、効率化について来年度検討を行ってまいりたいと思っております。

3 のマンパワー不足については、区市町村の具体的な不足数の算出と研修等による質・量の確保、土地家屋調査士や建築士など専門家の活用が必要であることが判明いたしましたので、「今後の方向性」として、区市町村の実施体制や研修のあり方を検討して、質・量を確保するという検討をする。また、建築士や土地家屋調査士等の専門家や他の自治体からの応援、こういったものを検討していきたいと思っております。

4 のり災台帳と発行システムの構築につきましては、先ほどの文部科学省のシステムを活用することを前提として、GIS、電子地図上で被災者や被災建物等の情報を結合したデータベースの構築を行うことが可能であることや、特別区への都税事務所が保有する固定資産税情報、それから建物情報の提供方法を検討する必要がある。こういったことが判明いたしましたので、「今後の方向性」としましては、具体的なり災台帳作成方法やり災証明の発行方法の検討、区市によっては数十万件になることが予想されておりますり災証明の発行場所や時期、人員などの体制、特別区の建物情報の具体的な提供方法、火災による被害状況のデータベースへの取り込み等り災証明の発行方法について検討をしていきたいと思っております。

なお、資料3の3を見ていただきたいんですが、システムの東京都対応版へのカスタマイズの推進と、できるだけ多くの区市町村へ円滑な導入を図るため、こちらにあります資料のとおり、文部科学省で所管する「首都直下地震防災・減災特別プロジェクト サブプロジェクト3」に位置付けられている「被災者台帳を用いた建物被害認定から生活支援まで総合的マネジメントシステム」の研究成果の早期リリースと、区市町村への補助制度の創設を文部科学省、内閣府、総務省、国土交通省などに、新規に提案要求を実施する予定にしています。中間のまとめは、区市町村に説明をいたしまして、意見も聞いた上で、指針を出すにあたっての、「特別部会」の検討方針としていきたいと思っております。

以上、中間のまとめのご説明を終了いたします。

引き続きまして、資料 4 の 1、「平成 22 年度の震災復興対策の取組み」について、ご説明いたします。

「1 東京都震災復興検討会議」につきましては、本日と、各部会の取組み状況など、22 年の取組み結果について、2 月上旬に開催する予定にしております。

「2 都・区市町村連携によるマニュアルに関する課題検討」については、引き続き「特別部会」において、22 年度末を目標に、家屋・住家被害状況調査、り災証明発行および被災者支援までの一貫した指針を検討してまいります。

「3 東京都震災復興マニュアルの継続的な見直し」については、その後、各部会からも説明を行います。各部会において積極的に検討してまいります。

区市町村への支援は、復興マニュアルの策定・促進のため、助言等行うなど支援を行ってまいります。また、区市町村の職員のため、都市整備局で実施している都市復興模擬訓練も継続して実施してまいります。

「震災復興シンポジウム」につきましても、都民や区市町村職員を対象として継続して実施してまいります。

「6 災害復興まちづくり支援機構との連携」につきましては、残っている 1 団体との協定の締結やシンポジウムの開催のほか、災害時の専門家の活用方法などについて、日ごからの連携を深めてまいります。

「7 国への提案要求」につきましては、例年要求しているものに加えまして、先ほどの 1 点を追加してまいります。

それでは最後になりますが、資料 4 の 2、「各部会における検討課題」について各部会よりご報告をしたいと思います。まず、都市復興部会よりお願いいたします。

○藤田企画課長の代理：それでは、都市復興部会から、22 年度の報告をさせていただきます。22 年度に取り組むべき課題としまして 3 点ほど挙げております。

まず、1 点目は「区市町村への支援」ということで、これは例年実施しております都市復興模擬訓練の実施をいたします。担当者会議を含めまして、延べ 5 日間ということで、予定しております。

2 点目としまして「都民を対象とした意識啓発」ということで、震災復興シンポジウムの開催を予定しております。

3 点目としまして、「り災証明台帳のシステム構築への支援」ということで、GIS 活用の局内調整および技術支援というのを予定しております。

以上、都市復興部会からの報告を終わります。

○溝口副参事：続きまして、住宅復興部会お願いいたします。

○瀬良住宅政策担当部長：続きまして、住宅復興部会から、今年度の検討課題についてご報告を申し上げます。資料4の2の②というページをお開きいただきたいと思います。先ほどご紹介がございました「首都直下地震の復興対策のあり方に関する検討会」の報告の案の中で、国や自治体等の対応すべき課題を時系列的、体系的に整理されたということでございますが、この報告書案を踏まえまして、既存の、お手元に今ございます「東京都震災復興マニュアル」の継続的な見直しを行うべく、22年度の検討課題を設定いたしました。お手元の資料にございますように、二つ、今回掲げさせていただいております。一つ目が「住宅再建に関わる地域工務店等の技術力の向上」、二つ目が「被災マンションの再建のための環境整備」、という二点でございます。

一つ目につきましては、この「検討課題の具体的な内容」をご覧くださいますと、応急的な住宅の必要量をできるだけ少なくするために、耐震の促進などの事前対策が重要であるということ言うまでもないわけですが、この「あり方検討会」の報告書の中でも、事前対策に関する事業を地場の工務店などの地元の事業者を中心に行うことで、技術や経験が蓄積されて、被災時の住宅の応急修理あるいは住宅再建が円滑に実施されるという、こういう効果があると指摘されております。こうしたことから、この事前の耐震化への取組み、具体的には耐震診断、あるいは耐震改修・補強の促進でございますけれども、こういったことを通じて、住宅再建にかかわる地域工務店などの技術力の向上方策について検討してまいりたいと考えております。

それから、二つ目でございますが、現在のこの東京都の「震災復興マニュアル」では、被災マンションの建て替えについて、合意形成の促進に向けて、アドバイザーの派遣を中心とした支援事業を想定して、盛り込んでおります。こうした事業が一層効果的に機能するように、管理組合活動の従前からの活性化など、こうした基礎的な合意形成に向けた基礎的な条件の整備について検討してまいりたいと考えております。

「検討体制」はご覧の通り、適宜分科会を設けまして、それぞれテーマごとに検討を進めてまいりたいと考えております。「検討スケジュール」についても、ご覧のとおりでございます。

以上でございます。

○溝口副参事：続きまして、福祉保健復興部会、よろしく申し上げます。

○坂本主任：福祉保健復興部会でございます。今回の報告書における、当部会の検討課題でございますが、高齢者や障害者をはじめといたします「災害時要援護者対策の推進」でございます。

「検討課題の具体的な内容」を説明する前に、要援護者対策の背景について簡単に説明をさせていただきます。近年の大規模震災での死者の過半数が高齢者などの要援護者となっております。国からの通知では、昨年度をめぐり、各区市町村におきまして、地域の実情に応じました要援護者対策の取組み方針を明らかにいたしました「避難支援プランの全体計画」、こちらを作成するよう求められております。しかし、総務省消防庁の調査結果によりますと、昨年 11 月現在の各区市町村におけます全体計画の策定状況ですが、4 割の団体がまだ策定をされてないという状況でございます。

このため、要援護者への避難支援体制の整備に必要な経費の一部を補助する包括事業の補助事業、こちらのほうを区市町村のほうへ普及してまいります。また、学識経験者や、先駆的な取組みを行っております自治体の担当者を講師といたしました研修会、こちらを実施いたしまして、区市町村への働き掛けおよび支援を行い、要援護者対策の推進を図ります。

「検討体制」といたしましては、ご覧のとおり、福祉保健局総務部総務課を事務局といたしまして、各区市町村のほうに働き掛けます。「検討スケジュール」につきましては、5 月中旬から 2 月の下旬にかけて、包括補助事業の整備体制を補助してまいります。また、10 月ごろの秋口に、災害時要援護者の研修のほうを行います。

以上になります。

○溝口副参事：最後に、産業復興部会、よろしく申し上げます。

○櫻井産業企画担当部長：産業復興部会でございます。資料の 4 の 2 の④でございます。今年度は、「中小企業に対する復興支援策の適切な展開の前提となる被害状況等の把握（調査）に実施に向けた具体的プロセスの検討」ということについて取り組んでいきたいと思っております。

産業の復興に当たって重要なのは、いろいろあるかと思うんですが、中小企業の被害状況の把握、これはもう大変重要な課題であると思っております。これがさまざまな復興支援策の前提になるかと存じます。

「震災復興マニュアル」では、「第 5 章 産業の復興」というところの「第 2 節 中小

企業施策」ということにおいて、「被害状況の把握」という項目を設けておきまして、例えば震災の前には、現地調査に関する実施方針を作成し、これに基づいて、震災の後には調査分析を実施するとしております。そして、そのためのフォーマットも「マニュアル」の中に記載をしているところです。

この震災前という、現地調査に関する実施方針の中では、都が直接現地調査を実施する必要があると判断する場合には、区市町村とも連携しながら実施し、必要に応じて、区市町村に人員派遣を要請するといったことを記載しておりますし、また、一昨年に、作成いたしました「区市町村標準マニュアル」では、これと連動した記載をしているところがございます。

しかしながら、調査の具体的なプロセスというのは、まだ検討がなされておきませんし、また、体制といたしまして、先ほどの家屋・住家と同様に、マンパワーの問題というのがございます。そもそも、都と区市町村の関係職員だけで足りるのか、民間の団体等との連携が必要なのではないかという問題意識がございます。

このため、関係団体等との協力体制の確立ですとか、それに向けた協議ですとか、真ん中の①のところですが、あるいは調査要員の確保、調査方法の標準化等について6項目ほど具体例を書いておりますが、こうしたことについて検討を進めまして、限られた人員で、迅速かつ正確に被害状況把握のための調査を実施する、そのプロセスを確立していきたいと思っております。

検討期間としては、下にもございますように、2年間ということ考えておきまして、今年度中にある一定の方向性をまとめまして、中間報告書を作成し、来年度内にプロセスを確立させたいと思っております。

委員の皆さま方のご指導をよろしくお願いたします。以上です。

○溝口副参事：以上で、資料のほうの説明を終わらせていただきます。

○中林座長：ありがとうございました。たくさんの資料を説明していただきましたが、残りあと1時間ほど時間がございまして、いろいろと委員の皆さまからお話しをいただきたいと思うのですが、特に資料の3と4、これからどうするか、今年度どうするか、ここの辺りを中心に、少しご意見いただければと思います。

一応、確認という意味で、資料の2、これは2の1から2の9まで、たくさんございますけども、昨年度の震災復興対策の取組みということでの報告でしたが、何かご質問、ございますでしょうか。

よろしければ、取りあえず報告を承りましたということで、その昨年度の実績を踏まえて、今後それから今年度、何を行うかということになろうかと思います。まず、資料の3の1というところの説明を先ほど伺いましたが、現状における課題、これまでの21年度の部会での検討等も踏まえて、今年度の到達点と21年度の部会活動の結果を踏まえたところがこの到達点だと思います。それを踏まえて、今後、一番右側ですけれども、こんな展開をしていきたいと。

一つは、復興の大きなスタートになる、り災証明の発行ということを軸にして、復興への、いわば被災者のスタートラインをなるべく早く、かつ公平に切れるような仕組みを考えていきたい。先ほど、室崎委員のお話の中に量の問題と、首都機能あるいは「首都の非代替性」という質の問題と二つご指摘ありましたけども、特にその量のほうにかかわる課題として、このり災証明の発行についての取組みを、昨年から進めてきたというご報告であったかと思います。この資料3の1の資料を中心に、少し、ご意見あるいはご質問含めてお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国崎委員：中林先生、よろしいでしょうか。

○中林座長：はい、どうぞ。

○国崎委員：首都の特徴を考えますと、これまでの被災地と違って、り災証明発行に関して大きな問題となってくるのが、中高層の住宅だと思うんです。やはり土地の高さから戸建よりは、やはり利便性もいいという意味でも、中高層住宅に住まわれている方が非常に多い。その中で、どのように効率的にしかも迅速に、り災証明を出していくのかというようなことが問題かと思います。

私は、り災証明を発行するに当たり、一つ、林先生も調査のフィールドの中で、柏崎で行われて、ぜひ、これを東京都のほうでも同じようにシステムを持ってくるというのを、内心、アベイルに思っておりますが、実際には、柏崎では外部の人がり災証明の発行手続きをしている。わたしはそれが一つ大きなポイントではないかというふうに思っております。

まずは、自治体の方も被災をするという現状からいえば、その自治体の方が何とかり災証明を頑張って出そうというよりはむしろ、り災証明のところはあらかじめほかの県との協定を結び、それぞれの区ごとに、どこそこの自治体と協定を結び、日ごろからそういった訓練もしていただいて、いざ発災のときには、その協定を結んだ地域が、例えば屋台のように大きなトラックごと来て、それぞれの避難所に1台ずつ配置して、そこで人とシス

テムを持って行って、迅速かつ効率的に発行していくというような連携が必要ではないかと。それが現実的ではないかというふうに思います。

ただそのときに、一つ問題となりますのが、例えば、地方の自治体と協定を結んだ場合、地方にはあまり見られない超高層マンションであったりとかというときに、どうそれを効率的に調査していくのかというところが問題になってくるかと思います。そこら辺もやはり、ここに掲げております研修制度というところで補っていけばいいのかもしれませんが、そういった特徴を踏まえた調査方法、それから連携、システムの効率的な運用を望みたいと思います。

○中林座長：はい、ありがとうございました。

どんどん超高層あるいは高層が増えているという東京の中で、どのように発行していくのかと。本当に、非常に想像するに難しい課題がいっぱいあるように思います。り災証明のり災ということの前提というのは、実は建物がどれくらい被害を受けたかです。それに従えば、室内がごちゃごちゃになったということではなく、建物の被害程度によって、恐らく新しい中高層マンションのほとんどは一部損傷程度になるんです。だから家の中がごちゃごちゃになっても、建物としては一部損傷であると、原則してはり災証明は一部損傷としてのり災証明になる。

かつ、一つのマンションの中で差は出ないということになりますから、そこも含めて、一戸建て、持ち家をベースにしたものとはまた違う状況もあるということを想定して、先ほど来の説明の、マンパワーを補うためにデジタル化した、新しいシステムをつくらうということですけども、そこにそうした状況が組み込めるようなことを考えなければいけないと、非常に大事なポイントをお話しいただいたかと思いますので、ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○室崎委員：今の国崎さんと中林先生のご発言に関連して、一番目のマンパワーの話に関係するんですけど、行政はものすごく、もっとやるべきことがあると、すごく語弊があるんですけど、阪神のときも、みんなこれに手を取られて、ほかの仕事は進まなくなるんです。もう膨大な作業量なんです。それをやっぱり区市町村に対しての研修制度といい、こういうのが出てくると、何かやっぱり職員が頑張ろうという雰囲気を感じるんです。

まさにコーディネーションをしないといけませんし、自治体の業務ですから、維持業務ですから、やるべきですけど、本来はもう職員はほとんどそこら辺に携わらないでよくて、

もっとやるべきことをするというような発想が必要で、どれくらいの人数をここにけるのかというのを少しシミュレーションされ、だから、これは模擬訓練をやられているので、職員がどれだけ要るかっていうのはよく分かって、どの分野でどれだけの人を出す。

そうすると、このり災証明でそんなにたくさん割けないとなると、それでアウトソーシングというか、やっぱり国崎さんが言われたように、他の府県等の応援も必要ですし、それから少し、そういうこの建築士会だとか、建築士だとか、そういう人たちだとか、建築の学生だとかって、そういう仕組みをつくる。

ゆくゆくは、家屋被災調査士みたいな、被災調査、全国的にやっぱりり災証明ができる能力のある、そういう人たちをつくらないと、こういうのは国の要望事項になるかもしれませんが、やはりそこはかなりシビアなので、できるだけ職員の手を煩わせないでやれるような仕組みを考えていただけるっていうのは、すごく一つ重要だということ。

それから、二つ目の問題は、り災証明っていうのは被害の程度を判定するだけですけども、これは、林先生のところの主張の一番大切なところは、単に被害の被害度を、計算での被害を認定するだけではなくて、次の復旧、復興、住宅再建とか、そういうのをつなげていくという視点がすごく重要だと。

結論、わたしが申し上げるのはまさにマンションの問題ですけど、マンションというのは、これも非常に重要で、最終的には建て替えといった結論になるかもしれないけど、すぐに建て替えるというよりは、ひよっとしたら、1年か2年かは、やはりここは使い回さないといけないようなことも、たぶん一斉に建て替えるのってとても大変だし、それから、かつ、建て替える、そういう資源もないでしょうし、かつ、住宅戸数が圧倒的に少ないので、なるべく使い回せるものは使う。

そうすると、この建物は1年か2年住み続けるのは、これは与信の問題も難しいですけど、要するに使えるかどうかという判定をしながら、しばらくは使い回して、徐々に建て替えるというような、非常に、それも一気に需要が起きないように、うまく資源を活用する、東京都の資源の中で、うまく何年かかけて全体を変えていくようなプログラムが必要だと。

そうすると、単に被害の判定だけではなくて、やはりそれを使えるかどうかというようなことを含めて、そうすると、ここについてはかなり高度なジャッジが必要になってくるので、ここは佐藤先生の建築学会か、その辺りに頑張ってくださいたい。だから、そういう仕組みがたぶん要るだろうというような感じがしますので、まさにマンションのり災証

明から始まって、再建のプログラムって、相当ここは綿密に検討、人ではやっぱりこのマンション再建というのは、かなり、かなりというか最も重要な生活、住宅再建のプログラムになると思いますので、ちょっと中林先生の発言に乗じたような感じですけど、少しそれをしっかりやっていただけるとありがたいということです。以上でございます。

○中林座長：はい、ありがとうございます。

先ほどの国の中間まとめの中にも、需要が集中しないように。これは二つの意味があって、一つは集中してもマンパワーが足りないとうにもならないわけです。それから、材料も足らなくなると物価が高騰するだけになりますので、今のように使えるものは使い回してゆっくりやると。つまり、そういうことをゆっくりやっても、ちゃんとすぐにやった人と同じように支援しますよという支援側の担保も必要なわけです。

それから、それが一つと、阪神がそうですけど、あまりにも、建築その他、復興需要が集中してしまうと、10年分を3年間で需要を食ってしまうと、あとの7年、需要がなくなって、経済動向その他がサステイナブルじゃなくなるわけです。そうすると、3年間忙しかつただけけれども、4年目に仕事がなくなって、サステイナブルな都市経済が回転なくなると。それは恐らく被災者一人一人のサラリーにも影響してくるわけです。そういう意味で、可能な限りゆっくり、だけど急ぐべきものは急いでと、非常に高次のプログラムをつくってやりなさいというお話なんですけど、まさにでも大事なポイントだと思います。

それから、専門家がどういうふうにかかわるか、アウトソーシングということでもいいのかどうか分かりませんが、学会という話も出ましたが、佐藤先生、何かありますか。あとにしますか。

○佐藤副座長：はい。

○中林座長：杉山さん、よろしくお願いします。

○杉山委員：ちょっと3点ほど発言させていただきますと、り災証明の発行の前に、住家の被害調査を行われるわけですけど、り災証明の発行というのはどうしても公共団体の自治事務としての仕事になると思いますから、そこはいろいろな意味での公平性だとか、責任だとか、そういうものがかわってくると思います。

被害認定、被害調査のほうは、そういう意味ではいろいろな専門家を活用されて実施する仕組みがあり得ると思うんです。アメリカなんかですと、いわゆる一日公務員のような、そういうアドホック (ad hoc) な仕組みがあるんです。ですから、アウトソーシングされる仕組みの中で、そういうこともお考えになられたらいいんじゃないかなというふうに思

のかどうかと、避難場所に行かなきゃいけないかどうかということとを判定する、応急危険度判定の方法と、それから、被災を受けた建物の残存体力をきちんと工学的に明らかにして、この建物については補強すれば使えるものなのか、あるいはこれはもう残存体力が非常に少なく、もうやめざる、これはもうつぶして建て替えるしかないかどうかということとを判定する工学的な手法というのはもう開発されているんです。これも、木造軸組用、RC 用、S 用、SRC 用と全部構造形式用にありますので、さっきの住宅被害、特にマンションなんかの場合、恐らく具体的に被災を受けた建物を補強するということになると、この被災度区分判定法をたぶん使わないとできないと思います。

これは建築の事務所協会、建築士事務所協会連合会というところがありますけども、事務所協会連合会と私の防災協会が一緒になって、事務所協会の職員向けの講習会をずっとやっています、そういうことを判定できる主任資格者という仕組みも、任意の仕組みですけども、事務所協会と私どもで両方つくっていますので、ぜひそういう方法があるということをお知らせさせていただきまして、マンションの、こういう硬い建物なんかの、木造でも大丈夫ですけども、残存体力をきちんと評価して次のことを考えるということ、復興のプログラムの中にやっぱり織り込んでいくべきじゃないかというふうに思います。

以上です。

○中林座長：はい、ありがとうございます。

特に専門的な技能、技術、知識を持った方のアウトソーシングで支援をいただく部分と、そうではなく、基本的にマンパワーとして支援をいただく部分と両方あると、その中で専門的な外部支援というところをうまく活用していくっていうことは、非常に住宅、建物、その他の再建に向かっては大事だということだったと思うんです。

先ほど、資料の 2 の 8 で、東京都、きょう、淵上先生もおられますけれども、復興まちづくり支援機構を立ち上げて、その支援機構に加盟している各専門業団体と東京都が締結をして、震災復興時に支援を受けるということになっているわけですが、今お話のあったような建築士事務所協会もその中に入っておりますし、建築家協会も入っておりますし、技術士会も入っているということで、協定を結んだこの 14 団体プラス今度 5 団体が加わると 19 団体になるわけですけども、これらの提携した団体との、実際に震災復興時、どのような業務展開になるのかというあたりの、もう一歩詰めをしるということだと思っております。

東京都と協定を結んでいるんですが、恐らくそうすると、東京都からの差配で事務所協

会からそういうことの方か人を何人、世田谷区に行ってほしいとか、そういう区、市に、
どういうふうはこの人材を公平かつ迅速に応援を送り込めるか、そういう体制がつくれる
かということにかかわってくるかと思しますので、ぜひこの協定をさらに一歩進めるよう
なかたちの取組みというんでしょうか、促進をしていただけると、今、杉山委員からのお
話、あるいは室崎委員からお話がありました、数年間、補修でなんとか使い回せるのか否
かというのは、本当に命にかかわる大事な課題でもありますし、そこは専門的にきちんと
押さえなければいけない課題でもありますから、そんなところまで少し念頭に置いた外部
支援体制をつくっていくことが大事なのかなというふうに思いながら、今お話を伺いまし
た。

あと、室崎委員の、やはり災証明も大事けども、もっと大事なことがあると。

○室崎委員：ちょっと言い過ぎです。

○中林座長：いや、言い過ぎではなくて、じゃあ、何かってと言われると、ふうんとなる
んですが、恐らくでも確かにあるんです。

つまりそれは、われわれというか、これはもう震災復興マニュアルってこうなってしまう
と、震災復興しか、もう視野に入らないんですけれども、実際には全員が全壊するわけ
ではなくて、一部損壊とか、ほとんど無被害の人のほうがたくさんいるっていうのが実態
ですから、その人たちにとっては、あしたの仕事がちゃんとできるように、通常の行政需
要はきちんと対応できる態勢を持ちつつ、いかに迅速に被災者の復興を実現していくか
ということですから、本当の意味の自治体の BCP (Business Continuity Plan)、業務継続
計画の中でどれくらい一体全体震災復興に回せるのか、日常業務も必要最小限、あるいは
必要最大限か分かりませんがやらなければいけない中で、そういう意味では BCP という
発想に立ったときに、本当にマンパワーがどれくらい不足するのかということが出てくる
んだろうと思うんです。ですから、ぜひ BCP、今、東京都、ずっと進めてきているわけ
ですけれども、その観点からマンパワーの問題というのはもう一度見直しておくことも大事
かなと。

それから、東京都は BCP をやっていますけども、区市町村になると、BCP まで取り組
んでいるところは極めて少ないんじゃないかなと思いますので、そこもぜひ BCP を進め
るような、先ほどの報告にありましたかと思いますが、もう少し、ここ数年間頑張って、
後ろからお尻を押してあげないといけないのかなというようなこともちょっと思いま
した。

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○瀧上委員：瀧上でございます。

災害復興まちづくり支援機構のお立場からり災証明の発行の中で、東京土地家屋調査士会、会員向けの講習会等を今後も継続していただけるというようなことが書かれておりまして、関連の士業等にも同様の講習会を今後も実施していただくことで、このような協力体制がさらに広がるのではないかとというふうに期待しております。

初めて、この京都大学防災研究所の生活再建支援システムのペーパーを見させていただきまして、誰をも調査員にできる建物被害認定証、ここまでいくとすごいなと思うんですけども、まずは私ども士業の活用をしていただければというふうに思っております。

さらに今回、各部会における検討課題、資料4の2というところで、各部会の中でも、一番最後の産業復興部会に少し面白いものがあるなと思ひまして、この中で、具体的にどの程度、中小企業が被害を受け、復興を支援するかというようところで、まずは被害状況調査が必要だというようところが書かれています。関係団体等、例えば商工会議所もそうだと思いますけれども、私ども士業も、具体的に中小企業に直結しております中小企業診断士、あるいは税理士等の士業の活用というものも視野に入れていただきまして、この関係団体等にも含めていただければと思ひて、これを読ませていただきました。

以上です。

○中林座長：ほかにごございますでしょうか。はい、どうぞ。

○国崎委員：り災証明のことについて、まず引き続きお伺いしたいことがあるんですが、私は震災から財産を守るという研究もしております、その関係でいつも気になるのが、り災証明の効力の範囲なんです。

まず、り災証明がどんなときに必要なのかっていうところで、例えば税の優遇であったりとかっていうのもあるんですが、一つ、り災証明そのものを発行するときに、まず認め印と身分証明書を用意して申請するということがあるんですが、その身分証明書は、例えばパスポート、それから運転免許証なんていうようなことであるならば、それを紛失した場合、もしくは消失してしまった場合に、それを再発行するのに、災害時のり災証明を持ってこいということなんです。どちらが先かという問題があるんです。

また、印鑑も紛失すれば、簡易手続きが必要になります、印鑑の証明の手続きということも必要になりますが、証明の時には認め印でいいということですが、その認め印さえもない場合には、はんこ業者に依頼しなくちゃいけない、でも、り災していてということで、

なかなか身分証明一つでも発行できないというような状況になるかと思います。そういったことを考えますと、こういう住民の立場から、り災証明の発行だけでなく、身分証明の発行も、再発行手続きも大きく絡んでくるというようなことがあるかと思います。

そういったことから、災害時には、例えば運転免許証、それからパスポートなり、そういった再発行するにあたり、り災証明を必要とするのかどうかということも改めて検討する必要があるのではないかとということで、り災証明の影響度の範囲を改めて整理していただきたいというふうに思っております。

○中林座長：はい、ありがとうございます。

確かに大事なところですよ。東京の場合は、本当にどういう住まい方をしているかっていうのが、田舎と違ってと言うと、田舎の人に、地方の人に恐縮ですけども、わたしも地方出身なので、田舎に行くと、頼めば隣近所でわたしが何者かを証明してくれる人はいっぱいいるんです。ところが、そういう人は、ほとんどいないだろうと。

いわゆる匿名の中で、かつ膨大な人の中で、そのときにわたしが何者かを証明するっていうのは、本当にもう一番最初の巨大な壁かもしれませんので、そこをどうやったらいいのかと、非常に難しいのですが、大事な課題だと思います。

ほかにはいかがでしょうか。あるいは、今までいろいろ委員のほうから出たことで、事務局のほうから何かございますか。特にはよろしいですか。もう少しいろいろなことを、ご意見等あれば承りたいと思います。はい、どうぞ。

○森反委員：少し的外れかもしれませんが、先ほどの生活再建支援システムと、このシステムがどこまで崩壊するのかは分からないんですけども、例えば大きな被災をした場合に、全壊とか全焼とかした場合、そういう、次の復興に向かうためには、いわゆるがれきの処理という過程が入るんですけども、この今、拝見しているペーパーの中には、この問題が直接入っていないんですが、どういうふうに組み入れるのか、ちょっとお聞きしたい、確認しておきたいと思うんですが。

○中林座長：はい、お願いします。

○溝口副参事：はい。このシステムはあくまでも、家屋、住家の被害調査の結果で、り災された方たちが、どういう被災を受けたのか、あるいはどういうお立場にあって、今後どういう、自分たちで復興いくのとかという、いわゆる住民側の問題でございまして、このがれきの処理については、今のところその中については、取りあえずそういう部会で検討してございます。

これはあくまでも、がれきはがれきで、企業から出るものもあると思いますし、それから、いわゆる一般の家庭から出るものもあると思いますけども、そういった総合的なもので検討していかないと、このシステムの中ではちょっと処理していくのは非常に難しいということです。

○森反委員：ちょっと、いいですか。それは、阪神淡路の場合は、がれきの広域撤去ということだったわけですが、それすらも決まっていなかったということでもよろしいでしょうか。分かりました。

いずれにしても、何らかのかたちでがれきを撤去しないと復興が始まらないと。同時に、仮にそういうがれきということがターゲットになった場合、なかなか適切にがれきの処理業者がつかまらないということは頻繁に起こっていたわけで、例えばこの生活再建支援システムというのは、一つ、一戸一戸の、一世帯一世帯の生活再建支援ということになりますけれども、例えば区域全体で何らかの復興事業に取り組まなきゃいけないというような地域があった場合に、いわば地域で一括してがれきを撤去していくとか、そういう仕組みなんかも考えておかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

○中林座長：がれきの撤去の問題というのは、実は阪神の後は、「生活再建支援法」に変わって、住家については、「生活再建支援法」の最大300万の中に、がれき撤去用に使ってもいいよということで、もやっとあいまいに組み込まれてしまったんです。

しかし、それは「生活再建支援法」ですから、中小企業の、例えば工場だけという、これは対象外なんです。工場が壊れたところはどうやって撤去するのかというと、恐らく公費解体という話は、そういうところから、また出てくるんだと思うんですが、先ほどの内閣府でまとめました報告書の中にも、24ページのところに、建物の解体撤去と震災廃棄物処理という項目があって、今、森反委員からお話がありましたように、まだまだ大都市で考えると、考えなければいけないがれき解体の課題というのがあるんだということで書き出してあるわけですが、これも実は、実際にどこかの町でシミュレーションしてみると、恐らく「生活再建支援法」だけではどうにもならないがれきの問題というのも必ず出てきそうな気がしますので、これも少し今後の課題として、り災発行の証明とも実は関連していて、うちは半壊か全壊か大規模半壊かといっているのと、それががれき撤去でなくなってしまうと、証明するものが物としてなくなってしまうわけで、そこのあたりは恐らくどういう順番になるかによるんです。ですから、そこも含めて、先ほどの、この生活再建支援システムの中に少し拡張する部分があるだろうと。

それから、もう一つ同じように、産業系の施設について、先ほど産業部会のほうでありましたけれども、産業系の施設の被災度判定と、それから産業再建をどういうふうに進めるかによって、同じような産業用り災証明みたいなものが必要になってくるかもしれません。

その辺も含めた課題になるのかもしれませんが、取りあえず、きょうのご提案は、マンパワーと、それからマンパワーの不足等を補い、公平性を担保しようということで、デジタル化した一つの支援、り災証明を発行していくようなシステムで、同時にそれが生活再建支援につながるような被災者台帳をシステム化していきたいというご提案で、かつ、それを東京バージョンでつくらないといけない。

東京バージョンでという意味はいろいろあると思うんですが、一つは木造密集市街地で被害が集中して、そこを都市復興すると、区画整理みたいなことをしないと、個別再建もできないと、そういうことと連動させないといけないんです。

ところが、中越沖地震も、特にこれは中越沖地震で林先生のところが実際に運用してみたということですが、基本的に持ち家層の個別再建を支援するシステムとして一応やってみたんですが、合意形成を前提とするような復興につながるシステムというふうには必ずしも言えないところがあって、そこをどういうふうにつないでいくかが、被災者にとっての支援をするという意味でも、非常に大事なポイントになってくる。それが東京でのカスタマイズというところにつながると思いますので、ぜひそういう、林先生のグループのご協力を得ながら、東京カスタマイズをするためのワーキング体制というんでしょうか、検討体制もぜひ構築していただいて、より早く具体化できるように、少しシステム構築体制をつくっていただければというふうに思っております。

杉山委員、先、お願いします。

○杉山委員：すみません。ちょっと都のほうに、感覚的な感想でもいいんですけど、お伺いしたいんですけど、こういうり災証明を発行するための生活支援システム、これは住家被害認定をやろうとしますと、どうしても地図上との建物の同一性といいたいでしょうか、現地に行ったものと、いろいろな文字情報で動くものが、空間的にこれだということが確認されないと、実際のり災証明の発行なり、その後の「生活再建支援法」に基づくいろいろな助成制度につながってこないものですから、そこに何らかの仕組みっていうか、システムが必要だというのは、これは間違いなく必要だと思うんです。

これはもう本当にそうなんですけども、翻って「生活再建支援法」という法律は、ご承

知のとおり、り災証明については、何も法律的根拠を持たずに、言うなれば、自治事務としてのサービス業務を活用するような仕組みになっていて、誰がやるのかとか、どういう基準でやるのかとか、そういう、いわゆる法律に基づいて、政令、省令、告示で決まるような細かい手続きみたいなものは、あえてだと思いうんですけど、決められなかったから決めていないわけです。そういう仕組みで今のり災証明の運用っていうのは行われている。

そこには、實際上、いろいろな応用動作が現実的には起こってきて、細かく決めれば決めるほど、たぶん膨大な人手と、膨大な労力がかかってきて、現実的ではないという、そういう判断もあったかと思うんです。

現実の仕組みは、今そういうかたちで動いている。かたや、コンピュータを使ったシステムをつくといいますと、これは極端なことを言うと、法律や政令や省令や告示で、きちきちきちきちちと全部決めきれないと、本当はプログラム化できないように、そもそもプログラム化していく必要が出てくるんです。言うなれば、システムエンジニアリングが法律の政令や省令や告示をつくるような状況に、もうなっていっちゃうんです。そこからあたりを、どういうふうにと考えたら現実的に動くのかというのが、私もいろいろな会議に出て、この林先生のシステムのことも知っているんですけど、よく見えないんです。

このシステムは恐らく膨大になるでしょう。恐らく東京エリアの中で、恐らく 100 万棟くらいの棟があるでしょう。この膨大なものを GIS (Geographic Information System) で処理して、なおかつ実際の被害に、マンパワーで一個一個、いっぱい挙げていったものを地図情報で処理するシステムという、膨大なシステムになって、そのシステム自体、恐らくメンテをするのに、また相当経費がかかってくるでしょう。

ちょっとそういうことを考えますと、小千谷みたいなところだとか、新潟みたいなところでこのシステムはすごく有効だっていうのは、すごくよく分かるんですけども、こういうコンピュータを使った壮大なシステムと、実際には、法律上は何にも決めていなくて、行政にお任せになっちゃっている仕組みとがどうかみ合うのかっていうのは、わたしなんかちょっとよく分からないものですから、先ほどこのシステムに期待されるようなご発言があって、いずれは導入されるようなニュアンスでおっしゃったのかどうかよく分からないんですけども、そのあたりはどういうふうにお考えでございましょうか。

ちょっと難しいご質問ですから、感想でも結構でございませうけれども。

○細川企画調整担当部長：このシステムの大きさ自身は、区市町村レベルで考えればそんなに大きくなくて済むでしょうと。特にこのシステム自身は、被害の状況とその世帯、住

民基本台帳で分かっている世帯の状況と、それと、固定資産税という状況を統一させるというものです。

それで、今、先生がおっしゃったように、この軌跡調査もされていない中で、それをきっちりやるというのは、そもそも無理な話だというふうに理解しております、実際に災証明を発行する段階で役所のほうに被災者が来て、申請に来られるわけですが、そこで初めて住民基本台帳上「あなたは何々さんですね」「住所はどこになっていますね」と、そのとき、地図をお見せして、具体的にうちはどこでしょうかというふうにお聞きして、そこであいまいだったデータをそこではじいていきますと、それを台帳化してしまうというものですので、システムとしてはそんなに大きいものではございません。

それと、もう一つ、先生から重要な、大変強いお話がありました。この法制化のお話ですが、今実際ばらばらにやっているというのが現状だと思っております。先ほど、申請するのに、はんこが必要なのか、身分証明書はどうなのかというお話がございましたけれども、全部これは各自治体が勝手に決めていいことになっています。

今、東京都の動きがどうかたちかと言いますと、間もなくですが、九都県市です、共同で国に要望書を提出するんですが、まだ案文のちょっと手前の段階ですから、ここだけということで、考慮してもらいたいんですが、このり災証明の制度については、法制度化はともかくとして、法制度化も含めて、内閣府の基準でもそうで、そういったかたちで、ある程度情報を統一するものである。ただし、がちがちに統一してしまうのではなくて、それぞれの事情があるわけですから、そういう意味で、ゆるい統一基準みたいなものも示してほしいというような要望をする予定でございます。

以上です。

○中林座長：よろしいでしょうか。

基本的には、最終的に台帳ができてきて、地図の上で押さえられていくということが、恐らく公平性にもつながっていくとなり、り災証明の発行を求めてきた家が全部どんどんプロットされていく中で、全然来ない家が出てくるわけです。そうすると、それは何なのかと、空き家なのか、あるいは住居じゃなくて産業施設になっているのかとか、そんなことがいろいろ分かってくると、あと、エリアで復興をやる場合には、全く応答のない家に、どうやってまちづくり復興をやるんだということを伝えていくかというようなことも分かってくると、最後はその GIS の上に位置情報として入ることで住居表示と地番が一致して、世帯が一致して話し合いをしていく相手が明確になってくる。

支援が受けられるにもかかわらず支援の申請に来ない人をどうするかという話で、被災証明は申請主義ですから、本当は来なきゃそれでほったらかしでもいいのかもしれませんが、やはりそこをきちんとケアしていくというのは、これからの時代だと思いますから、そういう意味でこの台帳システムを活用することでのメリットはいっぱいありそうだといいことで、少し研究を進めるといえるか、よりカスタマイズした東京用をつくっていくことが必要になってきているのかなというふうに思っています。

○佐藤副座長：きょう、被災直後の話が中心だったかもしれませんが、復興のまちづくりのことというのが、やはり非常に、その後のこととして大事だと思うんですけど、先ほど島田危機管理監がおっしゃった冒頭のお話、その尻馬に乗るつもりはありませんけれども、やはり相当厳しい状況がそこでは、これは皆さんそう思っていらっしゃると思いますけども。

阪神淡路大震災の経験が基になって、この復興マニュアルとか、都の対策というのは立てられていると思うんですが、それを活かすということは非常に重要だったので、そういうプロセスが進んできて、先ほどの時限的市街地ですか、こういうものも国のほうにも取り入れられたと、これは結構だと思うんですけど、もう少し冷静になって考えてみて、今度は何が違っているのかっていうことを考えてみる必要があると思うんです。

一つは、行政の体制がやっぱり全く違うって、これはちょっと厳しい言い方かもしれないけど、例えば神戸市は政令市の職員が直接協議会に出て行くわけです。そこでいろいろなことが、行政と即つながるわけです。要するに区から出て行っているって言っても、それは市の職員、政令市の職員ですから、都市整備局やなんかと直接つながりますから、非常に意志決定も早いし、いろいろなことが進むと。

ですけれど、東京都と23区の関係を見ていると、正直言って23区の体制、そういう復興まちづくり、あるいは都市整備にかかわる体制というのは、この関係は相当問題があると思います。だから、何かいったん事があったときに、どういうふうに本当に進んでいくのかっていうのは、本当に非常にこれは神戸の時なんかと全然違うんです。

だから、神戸以外でも、芦屋にしたってなんだって市ですから、それなりに権限を持っているし、ところが区の職員が行って、いろいろなことが判断できないことがたくさん出てくると。それからマンパワーもそれほどないということで、非常に危惧するわけです。

わたしは今、この間のシンポジウムのお話をしましたけど、新宿区の復興まちづくり、事前復興ということで、模擬訓練も含めて、毎年1箇所ずつやって、大体こととして半分の

ところがカバーできるんですけど、そこで出てくる問題地、市街地というのもたくさん出てくるわけです。特に、東京都の重点復興、重点密集に新宿区は入っていないんです。要するに面積が小さいから、面積は小さいけど、すごい問題は大きいんです。そういうところが、やっぱり手が付かないんです。もうそれだけ相当大きな問題だと言っても、区として手が付くのは、半分も手が付かないです。

だから、せいぜいできるのは地区計画の話し合いに入るっていうことぐらいしかできないわけです。もう明らかに問題がある。区長なんかも、もう「えっ、こんなところがあるの」と、これはちょっとオフレコにしてほしいですけど、そうおっしゃるようなところがたくさんあるんです。

だから、体制は相当違うんだということを前提にしないと、要するに地域共同復興協議会ですか、こういうものでと言っても、そこにいってできる行政の体制っていうのは全く違うっていう、それが一つ。

それから、専門家の数も、ここがやられちゃう、東京がやられちゃうと、もう圧倒的に足りなくなります。だから、この復興協議会というのは民主的で大変いいんですけども、これを支える体制っていうのは極めて脆弱で、今のままだとほとんど機能しなくなっちゃう。

それから、もう一つは、そういうコミュニティの中でも、今そういう復興計画なんかをつくと、とにかく基盤整備が必要になってきちゃうわけです。要するに道路を造らないと対応できないということになるわけです。でも、阪神淡路の場合には、ほとんどが耕地整理できていて、区画整理といたって、ちょっと拡張くらいです。それで済んじゃっているんです。だけど、東京で木造密集のところでやったら、もうないところにずっと入れていかなくちやなんないっていうのが出てくるわけです。実際に復興模擬訓練で復興計画をつくと。だから、今から手を付けようと言ったときに、やるところがどこもないわけです。

先ほどの国のあれですか、報告書で出てきた、「新しい公共」という、これは大変難しい言葉なんですけど、鳩山さんもおっしゃって、僕も使っている言葉ですけど、要するに中間のセクターです。古い中間のセクター、公益法人をみんな消していく方向にありますね。東京でも都市整備公社っていうのがかつては区にあったけど、これはみんななくしちゃって、地元とその辺の話もしましたけど、そうすると、それは区の中にあると、でも区の中にあると言っても全然違うんです。公社があったときと、それを区に引き上げちゃったと

きと。

ですから、この新しい公共っていうのは、一体どういうふうにするのかっていうことを考えると、例えば地方都市なんかだと、柏崎なんかも中心市街地活性化計画なんていうのがあって、一応そういうものに基づいて組織をつくれるわけです。柏崎もえんま通りの商店街でやっているのは、やはりこういうものは3年かかります、それを支えるような組織、まちづくり会社みたいのをえんま通り全体としてつくるというと、まだできていないです。今やっとプラットフォームができたくらいで、あと共同開発の事業が幾つか、やっと事業化に向けて基本計画ができていているというようなくらいです。

だから、その部分をつくっておかないと、ですから、今までならURが相当頑張るとかっていうストーリーも書きましたけど、URもほとんどもう今そういうところにあって、幾つかやっていますけども出ていけないと。

ですから、じゃあ、どうするのかっていうところなんです。区の力も非常に弱いと。そうすると、そののところを強化しなくちゃいけないけれども、例えばこの新しい公共っていうようなものっていうのは、ただ協議組織があつたって全然駄目ですから、やはり事業ができるとか、それを新しい公共として民間、あるいは市民のほうにそういうものを任せるって、ここに書いてあるようにするんだったら、やはりそれを支援しないと、中間支援組織みたいなものがないと動かないです。それを被災後につくろうと思っても、これはできないです。

だから、被災前にせつかく国が出てきたんだったら、そういう中間支援組織、かつてあつたような公社、国の公社みたいなものっていうのは、それはもう違うと思いますけれども、それに変わって、もっと民間とかNPOとか市民組織とか、そういうところが具体的に事業を仕掛けられるような、まちづくり会社って地方ではたくさんありますけど、東京にはあまりない、できていないと思います。だから、そういうのを、ぜひ支援する、中間支援組織の設立を支援するとか、そういうことがあると、さっきの復興支援機構ですか、そういうところも生きてくると思うんです。そこに士会なんかも入って、それから業界のメンバーとか、そういうところも入っていけるけれども、そういうものがないと、ばらばらに入っていくわけにはいかないわけです。

だから、ぜひここに、国のほうでこういう新しい公共っていうことを書き出したんだとしたら、地域復興協議会ですか、そこが本当に事業ができるような、新しい公共の担い手となるような組織をつくるということを考えないと、どうにも動かないんじゃないかとわ

たしが今思っていることです。

以上です。

○中林座長：ありがとうございます。はい、どうぞ。

○石川委員：いろいろとご報告いただいたり、何年かここに参加させていただいたり、また皆さんの今の議論をお聞きして、いろいろ思うことはあるんですが、なかなかすみません、結論がたぶん出ない話をここで、最後のほうなので、するかたちになるんだと、今認識しているんですが。

それぞれ、例えば東京都の震災復興マニュアルというのに、あるところからかかわってきて、何となく、わたしとしてこれはある程度、形が見えてきた感じが、実は去年あたりですか、しております、そういうことから、少しうちの研究室でも、この辺の東京都の立場、それから、わたしたちは都市でも、住居、住まいをかなり対象にしていますので、区民一人一人のつていうのが合い言葉になっていますので、ここにある復興の、区市町村のマニュアルというところまでも至ってやってみたのと、もう一つは区民側のニーズといえますか、要求をわれわれ非常に調査したりしますので、その辺のところを結んでいくんです。そうすると、これを改めて研究してみますと、これは非常によく項目的にはできていて、そういう意味では、ちょっと言い方があれですけど、縦割りのなものとしては、非常によくできているというふうに改めて思いました。

ただ、区民ニーズといえますか、非常に区民一人一人の顔というかたちの、われわれのいろいろな調査から出てきているものの中では、これは行政の話と、それから生活の話ですから、そこにある程度のギャップといえますか、違いは元からあるんだろうとは思っていたんですけど、なかなか阪神の研究はもちろん10何年前ですからしてはいたけど、そことの中で、どうしてこんなに東京都の場合は違うのかなというのが、あんまりきょうは具体的にお話はできませんけれど、あるわけです。

例えば文京区なんかで、大学は文京区にありますから、区の中で調査をしたり、いろいろしているんですけど、その中でやっぱりどうしても、さっきのマンパワーという話は当然出てきますし、もうちょっときつい言い方をしますと、まだやっぱりそこに力を割けていないというかたちがあります、区としても立場として。ほかにやるのがたくさんあると、非常に若い区長さんですけど、いろいろなバイタリティーを持ってやられていますけど。やっぱりその中で、本当にいざと言ったときの事象に対してというところをどれだけ割くかというのは、非常に重要な判断ポイントだと思うんですが、なかなかわれわれの

立場とすると、まだそこまで行けていないという感じがしています。

そういうことの中で、一つわたしが阪神の時の、少し数値的な計算、例えば住宅の戸数を考えてみたりというかたちでやってみたときに、やっぱり阪神の計算から展開していくときの数と、やっぱりいろいろなやり方をしているんですけど、そのときに、もう1桁も2桁も変わってきます。2桁はないです、1桁の世界では変わってきちゃう。そういうことの中で、やっぱり非常に先ほどからも話が出ていますが、東京というこのメガといいますか、巨大な地域の中で、いろいろな例が参考にされているのは非常にいいと思うんですけど、本当にこれが実現できてくるのかっていう話になってきたときに、非常にさっきずっと、ここに来る前から、きょうはどういう話をしようかと思ったんですけど、非常に、実は現実的なものをわれわれは見ちゃうので、なかなか難しいというのがすごくあります。

そういう意味では、その辺をどうやってクリアする、一つでも何かいいことを言いたかったんですけど、なかなか東京というこの巨大過ぎるほどの都市と、このいろいろやられている部分の、さっきのり災証明もそうですけれど、それも研究対象にしましたけど、なかなか、割り切りなんだと思うんですけど、われわれの耐震工学からすると、そんな簡単に生活していかどうかということが、そう簡単には実は出ないと、専門の立場でというのはなんですけれど、割り切りなんだと思いますけど、割り切っても割り切ってもなかなかそこは難しい。

先ほど、室崎先生から1年はこれで使い回せるか、2年は使い回せるかっていう、そういう話までされちゃうと、発想は分かるんですけど、これを、じゃあ、わたしがやれって言ったって、とつても怖くてできないみたいな、それはちょっとオフレコか、本当に本音なんですけれど、そんな簡単に、まずは学問としてそこにまで追いついているという話できません。

先ほど、杉山委員ですか、それなりに学問は追随されるっておっしゃいましたけど、ある程度の割り切りの中で、一つの知識を出したとしているわけですが、本当に生活っていう、さっき末端という話をしましたが、要するに区民一人一人と、そういうことを言ったときに、実は学問はそこまでまだ行けていないと、わたしの本音だといいますか、会長がいらっしゃる前でわたしなどが言うのはあれですけど、まだちょっとそういう、他事考慮としてもそうですし、それと財産の価値という、人命ということももちろんありますが、財産までいくと、制度としてはもっと高まると、高めないといけないと。

そんな中、すみません、さっきからいろいろ思うことはあるんですが、われわれが何を

貢献できて、また何が提案できるのかという、非常に難しい。だから、その一つのキーワードを集約すれば、やっぱりこれも言い古されていることでしょうけれど、やっぱり規模の違いです。その人の数の違い、それからそれによって被害ももちろん程度がものすごく違う。

その辺を東京としてどういうふうに解いていくのかっていうのは、いろいろなことの中で、されているのは、勉強させてもらいましたけど、何かちょっと、いざきょう、あした起きたとき、本当にこの方程式が展開されてくるのかっていうのは、すみません、ちょっときょうはネガティブな話ばかりですが、かなり違うと。

だから、その辺のところ、答えはないですけどどう担保している。とにかく区民は生活して、さっきの、企業としての BCP はあります。生活も今ちょっと建設省と、けんけんとやっているんですけど、機能移譲をさせていくというようなプロジェクトをやっていますけど、これも一筋縄でいかない。

例えば橋、梁とかに亀裂が入ります。それで、そのところの解析までは、もちろんある程度はできるんですが、それがわれわれのところにはバトンタッチしてくるのは、この生活に対しての維持とかっていうものを判断して、阪神の例とか、いろいろな何かを持ち出して、一つのストーリー、シナリオをつくっているんですが、実は生活っていうのは空間なんです。だから、梁の亀裂なり、破壊で、実は空間が想定できるなんてメカニズムは、頭の中である程度やればシミュレーションできますけど、実際のその精度からいくと、やっぱりまだ非常に分からない。その生活維持という世界という話を考えていったときに、やっぱり非常に難しい。すみません、ちょっと学問の話をしちゃった気がします。

どこかで行政は割り切りだと思っていますので、それはそれです。ただ、でも、最終的には生活維持とか、BCP ということが産業としても出てくるでしょうから、その中におけるところへ、どことして落とし込んでくるのかというのが、非常に東京の場合、さらに難しいのかな。結論がやっぱりない話でございまして、失礼いたしました。

○中林座長：そうなんですけども、それをなんとか少しずつというところではあると思うんですが、専門家が誰に対して責任を取るのかっていう話が一番大きいんです。ですから、先ほど杉山委員からも、1日公務員と言いましょか、臨時公務員的な対応で、これは基本的にボランティアをどういうふうに位置付けるかにもよるんです。市民と市民のボランティアは、市民、市民でいいわけですけども、行政を支援してもらうようなかたちで外部からのボランティアというか、外部から自治体職員を応援にもらう場合と、民間職員を、

あるいは民間人を応援に入れてもらうときには全然違う話で、そのときに、最終的には行政がどういうふうに責任を取るかだと思うんです。

ですから、1日公務員の話もありますが、今の専門家も、最終的には専門家の話を聞いて、行政としてどういう判断をするかというところが一番大事になってくる。かつ、それが国によって全然判断が違ってしまうと、これもまた混乱を生みますから、その辺をうまく調整しながら、東京都の立場というのが重要になってくるのかなというふうに思います。

その辺は非常に大きな課題ですけども、少し今後、先ほど災証明の制度、基準という話もありましたけれども、同じようにマンパワー不足を補うための制度、仕組みということも同時に大事だということだろうと思いつつ、お話を伺いました。

そろそろもう時間ですが、ほかには何かありますか。はい、どうぞ。

○国崎委員：すみません、手短にいたします。復興検討会の開催が、次にいつかということをお考えすると、今、言っておかないと、という気持ちがありまして、手短に2点だけ。

福祉保健復興部会の発表を、先ほど説明を受けましたけれども、復興というよりも、避難支援プランの全体計画ということで、ちょっとわたしは具体的によく中身が理解できなかったのですが、これに関連してということではなく、どちらかというとお願いに近いことになるのですが、福祉保健の分野の中で、一つ見落とされがちなのが給食施設なんです。

今、社会には給食施設を持っている施設ってどこがあるかという、病院であったりとか、老人ホームであったりとか、児童養護施設であったりといった福祉施設、つまり1日3食、喫食をしている施設というのがあるんです。その給食施設の問題がかなりおざなりになっているというふうに感じております。

今、千葉県を私は回りました、実態を今把握しておりますけれども、病院全体としての危機管理マニュアルはできていても、その中にある病院の給食施設についての災害対応マニュアルというものが確立されていない場合がありますし、同じ施設にありながら、病院側と給食施設の管理者との連携がとれていないといった問題もあります。それは、ほかの福祉施設においても同じことなんです。

何が言いたいのかというと、一日3食、喫食している方にとりましては、そこで食事がびたっとなくなってしまうというのは、疾病の問題もありますし、大変生命を結ぶ大変重要な問題であります。マニュアルさえもつくっていない、それから、食材の調達をどうするのかなんていうところまで含めて、また、それから、ライフラインが途絶えたときの調理の仕方なんていうところも含めて、かなり対応が遅れております。そういったところ

はぜひ、この福祉保健のほうで一度しっかりと東京都内の調査をしていただきまして、どのような災害対応を考えているのかということを見つめ直していただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、この検討部会のほうでは、高齢者が過去の震災においてはかなり被災したという視点から、どうも高齢者への支援というものが重きを置かれているように読み取れてしまうのですが、やはり今、頻出の問題となっておりますのは、保育園の待機児童の問題というものがあありますが、これは一度震災を、被災をしますと、住民の方も非常に困る問題というものが、過去の震災にもあがっております。

どういうことかということ、保育園の施設がそこで閉園というか、一時営業をストップしてしまって、子どもを預ける場所がないということになります。子どもを預ける場所がなければ、家の片付けも、それから仕事にも行けないということで、東京都には産業のほうにも影響するのではないかとこのように思います。

ぜひ仮設の園というものの設置が必要なんですけど、現状待機児童も解消できていない中で、本当に仮設の園をつくって、ニーズに応じていくことが可能であるのかどうかなんていうことも、検討部会でしっかりと話し合っていただけるとありがたいなというふうに思います。

こちらの資料には、東京都の震災復興マニュアルの中にはしっかりと仮設の園等をつくっていく、それから新設していくなんていうことを明記されておりますが、これが果たして実現できるようなデザインが、本当にできるのかというようなところも、いま一度しっかりと考えていただければというふうに思います。

以上です。早口ですみません。

○中林座長：はい、ありがとうございました。

簡単ではないですが、大事な課題ですので、ぜひ今後の検討にしていきたいというふうに思います。

ほかはよろしいでしょうか。

わたしから、あと2点だけ、ちょっとお願いがあるんですが、1点は先ほど佐藤建築学会長からのお話もありましたが、長期的な都市復興という観点では、東京都は震災復興ブランドデザインを持っています。これは長期的な、いわゆる手続きというよりもビジョン、何を目指して復興するのか、合意の形成っていうのは詰まるどころ、どんな街にするのかに対しての合意の形成になると思うんです。

そういう意味でグランドデザインは、もうつくって11年目、12年目くらいになるかと思うんですけども、やはりそろそろ都としてどういうグランドデザインで、この直下地震対策をしていくのかという見直しを始める時期だろうと思います。ぜひそういうグランドデザインの見直しで、特に地区ベースではなく、東京都のいわば都市復興としての基盤づくりというのはどういうふうに展開するのか、先ほど内閣府のほうで言えば、30年、100年というような長期を見通したときの復興のグランドデザインというのを見直す時期が今、来ているのではないかなというふうに思っておりますので、これもどこかで一度テーブルに載せていただければというふうに思っているというのが1点です。

それから、2点目、先ほど中間支援の大事さという話がありましたけれども、災害復興まちづくり支援機構に加盟している団体ということで、今まで協定を結んできたわけですが、それ以外にも必要な団体があれば、東京都としては、どんどん協定を結んでいくということがあってもいいだろうと思います。

結局、まちづくり支援機構と協定を結んでいるんじゃなくて、加盟団体、それぞれと結んでいるわけですから、例えば、合意形成という意味でいうと、先ほど来の、まちづくり専門家と言っていますけれども、まちづくりプランナーというような人たちが所属している団体というのが、例えば都市計画家協会というようなのがあられるわけです。そういうところと、むしろ結んでおくことによって、現実にも今、木造密集市街地のまちづくりに専門家として入って、あるいは専門家、アドバイザー派遣として行っているメンバーの多くは、そういうところの、都市計画家協会のメンバーなんです。

そういう意味では、東京にとって必要な中間支援のための仕組みとして、人間的な手当てという意味では、必要な団体との協定をもっと積極的に結んでおいていただくことも大事かなというのが2点目です。

それから、3点目、その中間支援をきちんとやるには、基金というのが阪神も中越も非常に大きな役割を果たしていて、これは今の基金の仕組みは、一言で言うと地方交付税で元金を返還させるというかたちになっているんです。だから、出資させて、地方自治体が出資して、それを交付税で穴埋めしていくという仕組みなんですけど、東京都はこれまでのところ、地方交付税の不交付団体なので、交付を受けていないわけですから、基金をつくるという自前持ち出しに本当になってしまうのか、やはり国から応分の復興に対する支援というのがとれるような基金づくりと、これも東京カスタマイズド基金じゃないかなと思うんですけども。そんなことも少し考えていく必要があるかなというふうに思っていま

すので、きょうは今後の方向とか、課題ということでたくさん意見をいただいたんですが、最後にわたしから三つお願いをしておきたいと思います。

よろしいでしょうか。非常にたくさん重要な課題を出していただきましてありがとうございます。これを整理していただいて、これからの東京都の震災復興の対策、準備につないでいただければというふうに思います。どうもありがとうございました。

それでは、議事の四つは以上にさせていただきます、あと、その他ということで、事務局のほうにお返ししたいと思います。

○溝口副参事：今後の日程でございますけども、今回の検討会議を受けまして、22年度のほうについて、幹事会を経まして各部会等で取り組んでまいりたいと思います。その成果等につきまして、23年、来年の2月ごろ、検討会議を開催して、実施したいと考えております。詳細な日程につきましては、会議が近くなりましたら、またご紹介をさせていただきますと思います。以上でございます。

○中林座長：それでは、最後は、やっぱり部長か危機管理監に締めていただかないと終わりそうもありません。

○細渕企画調整担当部長：活発な議論、どうもありがとうございました。

非常に難しい、この復興となると難しいところ、また、特に神戸市と比較、実は先週、神戸市に行ってまちづくりの方々と意見交換してきたところなんですけど、大変難しい課題をまたちょうだいしたのだと思っております。ただ、これは取り組まなきゃいけないというのは、はっきり分かっているものなので、その方法が、なかなかこれから探っていかなきゃいけない。

私どもの特別部会のほうが4部会で動かしてございます。きょう、先生方からご指摘いただいたすべての課題を一遍に片付けると、そんなことはとても無理な、そういうふうな話でございますので、一つ一つ着実に解決して、この場にご報告していってご意見をいただきながら、修正すべきところは修正していきたいと思っておりますので、今後ともどうぞ、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○中林座長：以上で、解散でよろしいですか、ありがとうございました。

(以上)